

■地区巡回相談日

○役場職員が申告相談を行います。

全会場、午前9時～正午、午後1時～午後3時受付分まで行います。

※正午～午後1時までは申告相談を行いません。

【2月の相談会場】

実施日	会場	対象地区
2月16日(火)	山村開発センター 2階 大会議室	田野口
2月17日(水)		久野脇
2月18日(木)	奥泉地区集会所	大間、接岨、奥泉、大谷、八木
2月19日(金)	北部地域振興センター (総合支所2階会議室)	青部、崎平
2月21日(日)		全地区対象(日曜納税相談)
2月22日(月)	下泉高齢者コミュニティセンター	下泉、壺町河内
2月23日(火)		地名
2月24日(水)	山村開発センター2階 大会議室 (税理士無料相談)	上長尾、高郷1-5班
2月25日(木)		高郷6-12班、八中、梅高
2月26日(金)		瀬平、水川
2月28日(日)	山村開発センター 2階 大会議室	全地区対象(日曜納税相談)

【3月の相談会場】

実施日	会場	対象地区
3月1日(火)	北部地域振興センター (総合支所2階会議室)	沢間、桑野山、上岸、前山
3月2日(水)		千頭東、千頭西、寺馬
3月3日(木)		田代、柳三、坂京、洗富小幡
3月4日(金)		小長井、平栗
3月7日(月)	山村開発センター 2階 大会議室	下長尾、久保尾
3月8日(火)	徳山コミュニティ 防災センター	徳山1-20班
3月9日(水)		徳山21-33班、 藤川1-4班
3月10日(木)		藤川5-21班
3月11日(金)	北部地域振興センター (総合支所2階会議室)	全地区対象
3月14日(月)	山村開発センター 2階 大会議室	全地区対象
3月15日(火)		全地区対象

※2月29日(月)は、申告の相談を受け付けません。

■日曜日の納税相談(川根本町全域)

指定日に都合の悪い方は、この機会をご利用ください。※受付時間は午前9時～正午、午後1時～3時まで

対象地区	月日	会場
全地区対象	2月21日(日)	北部地域振興センター(総合支所2階会議室)
全地区対象	2月28日(日)	山村開発センター2階 大会議室

土地建物・株式等の譲渡、消費税、相続税、贈与税の関係する方は、
まず、税務署の電話相談をお受け下さい。

☎(37)3121にお掛けになり、音声案内に従ってください。

平成27年分所得税及び復興特別所得税の確定申告 平成28年度町県民税申告相談のご案内

問い合わせ：税務課 ☎(56) 2223

今年の申告期間は平成 28 年 2 月 16 日～ 3 月 15 日です

ただし、還付申告をする場合は、期間前でも申告書を提出することが可能です

■所得税及び復興特別所得税の確定申告が必要な人

- 給与の年収が 2,000 万円を超えている人
- 年末調整された給与のほかにアルバイト収入や農業所得などの合計が 20 万円を超える人
- 個人事業者や、農業・不動産所得のある人、土地や建物を売った人などで、所得税額が発生する人
- 公的年金等の所得金額から所得控除を差引くと残額がある人
(公的年金等の収入金額が 400 万円以下で、年金以外の所得が 20 万円以下の人は申告不要です)

■確定申告会場

- 島田税務署確定申告会場：島田市中央町 5 - 1 プラザおおり(島田市役所隣)
午前 8 時 30 分～午後 5 時 (土・日・祝日は受け付けしません)

■年金受給者のための確定申告事前説明会

税務署員が期限前に申告書の作成指導を行います。

該当する方には、日時と会場の案内が島田税務署から通知されます。また、通知が届かない方も、町県民税の申告書の提出が必要な場合がありますので、地区巡回相談日に「申告に必要なもの」を用意してお越しください。

日時：平成 28 年 2 月 10 日(水)、12 日(金)、15 日(月)

午前 9 時 30 分～ 11 時 30 分、午後 1 時 30 分～ 3 時 30 分

説明会会場：島田市・プラザおおり 1 階多目的室

対象者：川根本町・島田市に在住の方

■住宅借入金等特別控除確定申告事前説明会：プラザおおり(2月5日、8日、9日)

税務署員が期限前に申告書の作成指導を行います。

平成 27 年中に新築・増築された方には、日時と会場の案内が役場税務課から通知されます。時間に遅れないようにお越しください。

■申告に必要なもの

税務署や役場から送られてきた申告書・収支内訳書、印鑑、ボールペン、還付の場合は振込先口座の分かるもの、給与の源泉徴収票・公的年金の源泉徴収票

- 医療費控除を受ける人→必ず申告前に人別・病院別に仕分け、合計金額を計算してください。
医療費の明細書(役場にあります)に事前に記入していただければ、申告が短時間で終了します。
- 住宅借入金等特別控除を受ける人→住民票の写し、契約書の写し、借入金年末残高証明書、登記事項証明書など
- 譲渡・山林所得のある人→契約書など、譲渡の内容や入金の日が分かるもの
- その他の所得がある人→支払い明細書や契約書など、所得の内容や入金の日が分かるもの

■税理士無料相談

- 税理士に相談を受けて申告書を作成される方はご利用ください ※受付時間は午前 9 時～午後 3 時まで

相談内容	実施日	会場
所得税及び復興特別所得税の確定申告 消費税及び地方消費税の確定申告	2月24日(水)	山村開発センター 2階 大会議室
	2月26日(金)	

★税理士無料相談は、次の所得のある人が受けることができます。

- 事業所得が 300 万円(事業専従者控除前の金額)以下の人
- 消費税の申告をする人(本年分の基準期間の課税売上高が 3,000 万円以下の人)
- 給与及び年金の所得のある人